

新潟県奨学金ネットワーク通信

奨学金ネットワークの解散について

平素より、当ネットワークの活動にご理解とご協力を賜り、心より御礼申し上げます。この度、当ネットワークは、活動に一つの区切りをつけ、解散の運びとなりました。これまでの多大なるご支援に、深く御礼申し上げます。

2018 年から、新潟県労福協が、奨学金問題に関する講演会、意見交換会などを企画し、私も参加させていただきました。奨学金問題を深掘りしていくと、「教育の機会均等」が、今の日本社会において形骸化しているばかりか、学費の高騰や低賃金・不安定雇用の広がりとともに、結婚や出産、生活設計といった若者の未来の選択肢を制限していることもわかりました。

2022 年、奨学金問題に取り組む個人団体間の連携を図るとともに、奨学金問題を多くの方に知っていただき、若者の学びと成長を社会全体で支えるための一助となることを目的として、県内の有志により当ネットワークの設立に至りました。

当ネットワークでは、給付型奨学金シンポジウム、学習会、相談会、奨学生による成果報告会、もうひとつの奨学金説明会等を開催したほか、ネットワーク通信を発行し、奨学金問題を広く県内外に知ってもらえるよう取り組んできました。成果報告会で高校生たちが「前向きに学業に専念できた」と笑顔で話してくれた姿を忘れることができません。

一方で、活動の継続にあたり、特定のメンバーのマンパワーに依存していたことは否定できず、また、社会構造に根ざした大きな問題に対して、目に見える大きな効果を直ちに得ることができませんでした。

当ネットワークは解散しますが、メンバーや関わってくださった皆様において、それぞれの立場から、誰もが経済状況に左右されず夢を追える社会の実現へ向けて、活動を継続してくださることを切に願っております。

最後になりますが、奨学金問題に関するあらゆる書籍を購読されるなど、強い関心をもってこの問題に取り組んでくださり、準備段階から並々ならぬ情熱で私たちをリードしてくださった故中川亨さんに、改めて感謝と敬意を捧げます。

4 年間、本当にありがとうございました。皆様の今後のご健勝と、若者たちの明るい未来を心より祈念申し上げます。

新潟県奨学金ネットワーク代表 江花 史郎

もう一つの奨学金説明会開催

ー岩重佳治弁護士の講演からー

貸与型奨学金の利用者は、大学卒業後から返済が始まります。しかし、事故やケガ、失業など何らかの理由により、返済できなくなった場合の対応が課題となっており、返還期限の猶予や減額返還など、救済制度が設けられているものの、利用者に対して十分伝わっていません。

このような課題を周知する目的で、奨学金問題対策全国会議共同代表の岩重佳治弁護士を講師として、「もう一つの奨学金説明会」を3月6日にオンラインで開催し、大学生や奨学金問題に関心がある方など、30名から参加いただきました。当日の講演内容をお伝えします。

奨学金返済に苦しむ人たちの声

本セミナーでは、貸与型奨学金の返済に苦しむ人たちの声が紹介されました。

病気のため、非正規で働きながら生活保護を受けている方は、約18年、毎月千円～2千円を返済していますが、延滞金に充当されるのみで、元金は減りません。

卒業後は、ご家族が返済する予定で奨学金を利用した方は、実際には返済されず、膨らんだ延滞金を含めて日本学生支援機構から請求を受けました。離婚や仕事の不安定などが重なり、支払いが苦しく、過去に遡って返還期限の猶予を求めましたが、5年以上前の所得証明が出ないとして拒否されました。無理して返済を続けましたが、追い込まれ、自己破産しました。

失業中で、返還期限の猶予を続けてきた方は年数の上限に到達し猶予が打ち切れ、その後は連帯保証人であるご家族に請求が続いています。親族も保証人になっており、迷惑をかけられないということで、自分が死んで支払いを免れたいと話しています。

問題の背景は

学費の高騰により教育の機会不平等を生み出していることや、学生が生活費を補填するためアルバイトに負われる毎日になっていることが考えられます。最大の課題は、受益者負担主義による貸与奨学金の「ローン化」です。現在の日本学生支援機構の奨学金制度は、有利子奨学金が増大しているほか、金融事業として回収が強化されています。

貸与型奨学金の課題

日本学生支援機構の奨学金制度は、卒業後に返済が必要な「貸与型」ですが、これは、金融機関のローンと同様に、返済が滞ると、督促を受けるほか、保証人に対する請求や、一括返済を求められる場合もあります。

金融機関でローンを申し込む際は、現在の収入と比較して、返済の割合が高すぎる場合は、借入ができないこともあります。しかし、貸与型奨学金は、卒業後の就職先や収入が分からない大学入学時に借入を申し込むことになり、審査ができないため、誰もが、将来的に返済困難になる可能性があります。

返還期限の猶予

日本学生支援機構の奨学金制度には、返済が困難となった場合に救済する制度があります。その一つは「返還期限の猶予」です。これは、災害、傷病、経済的困難、生活保護、在学中など、返済困難な理由がある場合に、1年ごとに返還を猶予するものです。

しかし、この制度は利用期間の制限（最大10年）があるほか、延滞している場合は利用できず、さらに、猶予の決定は日本学生支援機

構の裁量のため、認められないケースもあります。

減額返還、延滞金の減免、返還免除

減額返還制度は、病気など、経済的な理由により返還が困難となった場合、1回あたりの返済金を3分の2などに減額して返済期間を延長するものです。この制度も延滞がないことが前提となるほか、適用期間が最大15年となっています。

一定の事由がある場合に延滞金を減額または免除する減免制度もありますが、要件が限定的となっており、利用することは難しい状況です。

精神、身体の障害で労働能力を喪失したり、労働能力に高度の制限を有する場合など、一定の事由がある場合に、返済の全部または一部を免除する制度がありますが、猶予を何年か繰り返した後でなければ、免除申請ができない運用であり、延滞があると利用できないほか、一部免除を受けた場合、同じ病名では残額の猶予が受けられないとされています。

救済制度が伝わっていない

このような救済制度は、奨学金を利用する際（大学入学時）に、そこまでの説明はないことや、学生も将来的な返済のイメージがないことから、多くの人は制度を知らないまま、返済を継続するケースもあり、生活がますます苦しくなってしまいます。

重い保証人の負担

奨学金は借入額が大きいほか、返済期間が長期にわたることから、保証人が高齢になってから請求されるケースも多くなっています。

また、保証人に迷惑がかかるので、自己破産を躊躇する事例も見受けられます。現在の制度では、保証人のための救済措置はありません。

「家族」の問題

奨学金利用が一般的になったことにより、教育費を親だけが負担する考え方は変わりました。しかし、今でも「家族主義」が中心となっています。例えば、奨学金利用の決定権は親に

ある場合が多いほか、奨学金返済に親が協力するケースもあります。

この「家族主義」は若者の生活全般に及んでおり、若者の「離家」困難と「親同居」の増加、そして「親縛り」の強さにつながっています。

親の強い精神的支配下にあった方からの相談では「保証人に迷惑がかかるので、自己破産したくない」と考えます。しかし、詳しく聞くと「親に請求が届くと大変なことになる」や、「返していないことを親が知ったら、どうなるか分からない」など、親の精神的支配は、親元から離れた後も続いている例も多く見受けられます。

考えられる解決策として、まずは、学費の引き下げです。これにより、学生の親・家族による利用が減ります。また、個人保証制度を廃止して、機関保証のみとする改善が必要です。これが「家族の鎖」を絶つ第一歩となります。

「家族」から「個人」へ、そして、「家族の負担」から「社会の支援」へをどう進めるかがポイントです。

大切なこと

「返せないのは、自分（だけ）の責任ではない」と考えることです。そして、何かあったら、救済制度の利用を検討してください。

岩重弁護士はセミナーの最後に、「『助けて』と言える人（社会）に！」と「『耐える強さ』を『変える力』に！」と述べています。

まとめ

貸与型奨学金には、様々な課題があり、苦しんでいる方が多数います。まずは、このような状況を多くの人に知っていただくことが、解決に向けた第一歩だと感じました。

当日の講演内容は、YouTubeチャンネル「新潟県労福協TV」で公開しているほか、奨学金ガイドブック「もう悩まないで。奨学金返済Q&A」で詳しい解説が載っています。いずれも新潟県労福協のホームページからご覧いただけます。皆さんから、貸与型奨学金の問題を考えるきっかけとしていただければと思います。

奨学金ネットワークの成果と課題

新潟県労働者福祉協議会（県労福協）を中心として立ち上げた新潟県奨学金ネットワークは、2022年4月の発足から4年以上にわたり、県内の奨学金実施団体との連携や、奨学金問題の周知などを行ってきました。

4年間の足跡を振り返るとともに、今後の課題を整理しました。

遡ること8年前、2018年8月、県労福協では、奨学金問題を重要課題と位置づけ、奨学金に関する学習会や相談会を開催するなどの取り組みを行ってきました。さらに、奨学金に関わる新潟県内の団体の連携強化を目的として、ネットワークづくりを進めることとしました。

その後、感染拡大の影響でスケジュール変更を余儀なくされたものの、2022年までに延べ9回の意見交換会を経て、新潟県奨学金ネットワークの設立に至りました。

この間、奨学金電話相談会を4回実施したほか、先進的な活動を行っている北海道労福協の小関頭太郎副理事長を招いた学習会の開催や、さらに、2019年9月と2021年9月の2度にわたり、新潟ろうきん福祉財団主催「ワーク&ライフフォーラム」において、大内裕和教授（中京大学）を講師としたセミナーの開催など、様々な活動を進めてきました。

そして、2022年4月、新潟県奨学金ネットワーク第1回総会の開催に至りました。本ネットワークでは、設立趣意書に基づき、地域社会の維持発展のためには奨学金問題の理解と支援が重要であることを伝えてきたほか、奨学金支給団体等との関係づくりとして、意見交換や調査研究を実施しました。中でも、「未来応援奨学金にいがた」や「ゆきぐにの未来移基金（ゆきぐに信用組合）」との意見交換等により、多くの示唆をいただくことができました。

2022年度は、給付型奨学金シンポジウムを開催して、県内で奨学金問題に携わっている各団体から現状を報告いただき、情報共有をはかりました。さらに、2023年度と2024年度は、奨学金を受給している高校生による成果報告を中心として、奨学金問題に関するセミ

ナーを開催しました。3回のセミナーには、花角英世新潟県知事から出席いただき、奨学生は県知事の前で発表する機会となりました。参加者のアンケートでは「高校生が明るく前向きに学業に専念できたことを聞いて嬉しく思った」など、好評の声を多数いただきました。

なお、2025年度に開催したオンラインセミナーを含めた計5回のイベントの参加者は、延べ303名でした。

さらに、新潟県奨学金ネットワーク通信を7回発行して、奨学金に関する課題を提起しました。

一方、イベント参加者が関連団体のメンバー中心で限定的となり、裾野を広げることができませんでした。また、県内各団体とのネットワークづくりは、明確な目的を示すことができず、当初のイメージどおりに進めることができませんでした。

現在、当ネットワークの加盟組織である新潟ろうきん福祉財団では、高校生に対する奨学金給付事業を行っており、2025年度からは、制度を拡充して、募集定員を設けず基準に合致した方全員を採用する対応となっています。

また、県労福協においても、中央労福協で取り組んでいる署名活動などを通じて、奨学金問題の啓発を行っています。

さらに、新潟ろうきんでは、奨学金返済でお困りの方に対する支援として、奨学金借換ローン制度を開始する予定です。

準備段階から約8年間にわたる奨学金ネットワークの活動により、奨学金問題の認知度を高めることができたと評価しています。

活動に携わったすべての皆さん、そして、中心メンバーとして活動をリードしていただいた故中川亨さんに感謝申し上げます。ありがとうございました。

今後は、県労福協、新潟ろうきん福祉財団そして新潟ろうきんなど、各団体の事業として、奨学金問題に関する活動が活発になることを期待します。

（文責：幹事 鶴巻洋介）

奨学金ネットワーク設立までの活動経過

年月日	会議名	内容
2015年7月～8月	アンケート調査	奨学金利用者を含む300人に利用実態等を調査した（回収数230枚）
2015年10月～ 2016年2月	署名活動	給付型奨学金制度の導入・拡充と教育費負担の軽減を求める署名を実施（署名者11,392人）
2016年12月～ 2017年3月	要請書の賛同集約	「給付型奨学金制度の創設等を求めるアピール」の賛同書を集約（327枚）
2018年8月23日	第1回意見交換会	①奨学金問題の基本認識の学習会、②奨学金に関する全国一斉相談対応について、③新潟県内におけるネットワークの構築について
11月12日	電話相談に向けたチラシ配布行動	①新潟駅前でのチラシ配布行動（労福協役員および準備会メンバー）
11月17日	電話相談会	相談件数1件（奨学金の繰り上げ返済に関する対応方法）
2019年3月28日	第2回意見交換会	①ネットワーク立ち上げについて、②新潟県との意見交換会の設定
8月20日	第3回意見交換会	①2019にいがたワーク＆ライフフォーラムin新潟への対応、②電話相談会への対応、③ネットワーク立ち上げについて
9月28日	ワーク＆ライフフォーラムin新潟	①セッション「奨学金問題を考える一格差と貧困スパイラル」講師：大内裕和（中京大学教授）
10月28日	第4回意見交換会	①電話相談の対応について、②ネットワークの今後の進め方
11月25日	電話相談に向けたチラシ配布行動	①新潟駅前でのチラシ配布行動（労福協役員および準備会メンバー）
11月30日	電話相談会	相談件数0件
12月	アンケート調査	ネットワーク設立に向けて、県・自治体、民間団体が実施している奨学金制度を調査する目的でアンケートを実施（回答：自治体21、民間団体10）
2020年3月9日	第5回意見交換会	①ネットワーク設立準備会の開催、②ネットワーク総会に向けた対応
10月14日	第6回奨学金ネットワーク設立にかかる準備会	①奨学金電話相談対応について、②ネットワーク設立に向けて
10月28日～11月5日	電話相談前段行動	FM新潟による「奨学金電話相談会」案内放送、合計27本（20秒）
11月6日	電話相談	相談件数2件（①コロナ禍により収入減少、返済猶予、減額の対応は可能か、②大学卒業後にすぐ就職しないので返済の猶予は可能か）
2021年2月17日	第7回奨学金ネットワーク設立にかかる準備会	①ネットワーク総会に向けた論議
5月10日	第8回奨学金ネットワーク設立にかかる準備会	①ネットワーク設立に向けた学習会について②9月18日開催のワーク＆ライフフォーラムin県央のセッションについて、③その他
6月3日	学習会	①「北海道奨学金ネットワーク」立ち上げから現在の活動状況：講師「小関頭太郎氏」（北海道労福協副理事長）
8月1日	ネットワーク通信創刊号の発行	①新潟県奨学金ネットワーク通信（創刊号）、②6月3日の学習会内容や県内のアンケート（2019年12月実施）内容の掲載、③詳細は、新潟県労福協HPに掲載
9月18日	ワーク＆ライフフォーラムin県央	①セッション「コロナ禍における奨学金・学費の課題」講師：大内裕和（中京大学教授）
11月4日	電話相談に向けたチラシ配布行動	①新潟駅前でのチラシ配布行動（労福協役員および準備会メンバー）
11月11日	電話相談	相談件数2件（①本人が返済できないので、親が返済しているが、返済額を減額できないか、②親の収入が滞る実態となった、追加の奨学金を受給したいので、対応方法を聞かせてほしい）
12月22日	第9回奨学金ネットワーク設立にかかる準備会	①ネットワーク設立に向けた対応（日時・講演内容との確認）②役員体制の確認
2022年3月15日	ネットワーク通信第2号の発行	①2021年9月18日開催の「2021にいがたワーク＆ライフフォーラムin県央」大内裕和氏（中京大学教授）講演「教育問題における格差と貧困ー奨学金問題から考えるー」、②詳細は、新潟県労福協HPに掲載

新潟県奨学金ネットワークの歩み

2022年度

日付	内容
4月12日(火)	第1回設立総会開催（勤労福祉会館） ・規約承認 ・役員体制承認 代表：江花史郎（弁護士） 副代表：中川亨（新潟ろうきん福祉財団）、吉田裕（高教組） 事務局長：間英輔（県労福協） 事務局次長：佐藤淳（県労福協）、江口勉（県労福協） 幹事：小林俊夫（連合新潟）、鶴巻洋介（ろうきん）、佐藤浩（こくみん共済coop）、木村直（県生協連）、 監事：高橋茂徳（ろうきん） ・記念講演「今日の日本における奨学金制度の実態と課題」 奨学金問題対策全国会議事務局長 岩重佳治弁護士
8月22日(月)	給付型奨学金シンポジウム実行委員会
10月	中央労福協小冊子「もう悩まないで！奨学金返済Q＆A」（岩重佳治弁護士監修）発行
11月20日(日)	ネットワーク通信第3号発行
11月20日(日)	給付型奨学金シンポジウム開催 会場：新潟県立生涯学習センター 共催：未来応援奨学金にいがた 参加者：60名 ・花角英世新潟県知事挨拶 ・記念講演「奨学金問題を考える」小林雅之教授（桜美林大学） ・県内の状況報告（生活保護制度の課題を中心に）中村健准教授（新潟大学） ・県内各団体からの報告 新潟県教育庁高等学校教育課 阿部智彦副参事 新潟市経済部雇用・暮らし推進課 田中秀樹主査 （公財）丸山育英会 富井敏事務局長 （公財）第四北越奨学会 吉田詢子様 （一財）未来応援奨学金にいがた 土田雅穂副理事長 （一社）新潟県労働者福祉協議会 間英輔専務理事 ・意見交換 小林雅之教授（桜美林大学）

2月24日(金)	新潟地区労働者福祉協議会学習会（ANAクラウンプラザホテル） ・「子どもの貧困と奨学金問題」中村健准教授（新潟大学） ・「奨学金問題の現状と取り組み」江花史郎代表
----------	---

2023年度

日付	内容
4月30日(日)	ネットワーク通信第4号発行
7月31日(月)	第2回総会 ・2022年度事業報告 ・2023年度事業計画 ・役員改選 退任：吉田裕史副代表（高教組）、佐藤浩幹事（こくみん共済 coop） 新任：遠藤丞副代表（高教組）、石本伸二事務局長（県労福協）、 古市健生幹事（こくみん共済 coop） 異動：間英輔監事（県労福協前専務、事務局長から異動） ・各団体からの報告 塩沢信用組合 須藤顧問 新潟ろうきん福祉財団 中澤事務局長
9月12日(火)	塩沢信用組合 小野澤一成理事長インタビュー
9月14日(木)	教育費の漸進的無償化を考えるシンポジウム（中央労福協）
10月2日(月)	幹事会 ・成果報告会開催内容協議 ・活動報告
10月22日(日)	未来応援奨学金にいがた「奨学金成果報告会」参加
11月17日(金)	成果報告会打合せ
2月13日(火)	幹事会 ・成果報告会運営方法協議
3月3日(日)	奨学生成果報告会・相談会 会場：新潟ユニゾンプラザ 共催：未来応援奨学金にいがた 参加者：111名 ・花角英世新潟県知事挨拶 ・11名の高校奨学生からの報告 ・報告者を交えたグループディスカッション ・弁護士による奨学金無料相談会（相談者なし）
3月30日(土)	ネットワーク通信第5号発行

2024年度

日付	内容
4月12日(金)	第21回奨学金問題対策委員会（中央労福協）参加
5月18日(土)	奨学金問題対策全国会議 設立11周年シンポジウム参加
7月8日(月)	第22回奨学金問題対策委員会（中央労福協）参加
7月29日(月)	第3回総会 ・2023年度事業報告 ・2024年度事業計画 ・役員改選 退任：小林俊夫幹事（連合新潟） 新任：桑原典子幹事（連合新潟）、中澤誠幹事（新潟ろうきん福祉財団） ・各団体からの報告 ゆきぐに信用組合 高橋清隆常務理事 新潟ろうきん福祉財団 中澤誠事務局長
8月27日(火)	教育費負担軽減・奨学金制度改善に向けたアピールへの団体署名・個人署名（オンライン）の取り組み開始 190団体が署名応諾（個人署名数は不明）
9月14日(土)	未来応援奨学金にいがた第2回成果報告会参加
10月1日(火)	第23回奨学金問題対策委員会（中央労福協）参加
2月13日(木)	幹事会 ・成果報告会運営内容協議 ・今後の活動について ・教育費負担軽減・奨学金制度改善に向けたアピールへの団体署名結果報告
3月2日(日)	奨学生成果報告会開催 会場：新潟ユニゾンプラザ 参加者：102名 ・花角英世新潟県知事挨拶 ・「奨学金問題の現状と課題」中川亨副代表 ・奨学生10名による成果報告 ・研究報告「全ての子どもたちが夢を追える社会へ」 新潟ろうきん 渡辺佳樹職員 ・グループディスカッション

2025年度

日付	内容
4月15日(火)	ネットワーク通信第6号発行
6月18日(水)	新潟県労働者福祉協議会定時総会講演会 「学費と奨学金問題の現状と課題」 奨学金問題対策全国会議事務局長 岩重佳治弁護士
9月12日(金)	ネットワーク通信第7号発行
9月12日(金)	第4回総会 ・2024年度活動報告 ・2025年度活動方針 ・役員体制 退任：佐藤淳事務局次長（県労福協） ・各団体からの報告 ゆきぐに信用組合 高橋清隆専務理事 新潟ろうきん福祉財団 中澤誠事務局長
2月10日(火)	幹事会（書面開催に変更） ・もう一つの奨学金説明会運営内容協議
3月6日(金)	もう一つの奨学金説明会開催 開催方法：zoom 参加者：30名 ・もう一つの奨学金説明会 奨学金問題対策全国会議共同代表 岩重佳治弁護士 ・質疑応答

2026年度

日付	内容
6月9日(火)	第5回総会 ・2025年度活動報告 ・新潟県奨学金ネットワークの解散について
6月10日(水)	ネットワーク通信第8号（最終号）発行

中央労福協

教育費負担軽減に向けた政策提言

提言の社会的背景

1. 高等学校進学率80%時代にふさわしい教育費負担へ

大学など高等教育機関への進学率は80%を超えており、所得水準に関わらず高等教育に進学する前提で制度設計する必要があります。現在は、高等教育費の親負担は限界に達しています。教育費を「親負担・受益者負担」から「公的負担」に転換して、すべての人の「学ぶ権利」を実現する必要があります。

2. 「人生100年時代」へ向けて「全世代型」高等教育へ

教育費の親負担が限界となっているほか、高年齢者の就業、人材登用の多様化などもあり、能力開発・職業訓練の観点からも、卒業後の「学び直し」の必要性が高まっています。日本の高等教育は20歳前後の比率が極めて高いことから、全世代を対象とする高等教育（ユニバーサル・アクセスの保障）への移行が課題であり、このためにも教育費の負担軽減が必要です。

3. 急速な少子化～子育て・教育費負担が要因に

少子化加速の背景として、子育てや教育にお金がかかりすぎることがあります。また、奨学金返済による生活不安が未婚化・少子化の一因にもなっています。幼児教育や義務教育のほか、高校までの教育費負担軽減策は整備されつつありますが、高卒就職が難しい状況において、大学など高等教育費負担が高いままであり、その軽減が喫緊の課題です。

【提言1】

大学・短大・専門学校の授業料を現在の半額とする。

【提言2】

大学等就学支援法の対象者を中間所得層まで拡大する。

支援対象の上限を現在の標準世帯（4人世帯）年収380万円から、標準世帯（4人世帯）年収600万円まで拡大する。

支援対象の年齢制限は撤廃し、すべての年齢を対象とする。

【提言3】

貸与型奨学金について「有利子から無利子へ」を加速化する。

【提言4】

給付型奨学金を拡充し、「貸与から給付へ」を加速化する。

大学院修士課程・博士課程学生にも給付型奨学金を導入する。

【提言5】

貸与型奨学金の改善を実行する。具体的には人的保証の廃止、延滞金の廃止、猶予期限の撤廃、所得連動型返還奨学金の改善を実現する。あわせて、奨学金返済への税制支援など、既に返済している方々への負担を軽くする。

【提言6】

高校卒業生や社会人を対象とする職業教育の充実を図る。

具体的には国公立の職業訓練校の拡充（校数増・定員増）を実現する。

【提言7】

全国の人口50万人～100万人以上の都市・自治体に、職業訓練（資格取得）と進学のニーズを満たす公立のコミュニティ・カレッジ（短大）を設置する。